

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		障害児福祉手当の全部若しくは一部を支給しないこと又は一時差し止め及び資格の喪失
根拠条例・規則等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律
条 項		第 1 7 条・第 2 6 条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1308)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 5 条第 2 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 1 1 条第 1 号および第 2 号、第 1 7 条、第 2 6 条</p> <p>・障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令</p> <p>・さいたま市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱要領</p> <p>上記に規定されている全ての関係法令から総合的に判断する。</p> <p>第 5 条の 2 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p> <p>第 1 7 条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。</p> <p>ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けられることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 2. 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する肢体不自由児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		